



BCAO ニュースリリース
2007年3月15日(木)

配布先記者クラブ等(15日(木)午前11時配布)
経済産業省記者クラブ経済部、財界クラブ
大阪経済記者クラブ、内閣府防災担当

BCAOアワード2006審査結果

特定非営利活動法人 事業継続推進機構(BCAO)は、3月15日、日本の事業継続(BC)の普及に資するため、その普及に貢献した個人及び団体を表彰する「BCAOアワード2006」の受賞者を、下記の通り決定いたしました。4月11日午後、国立オリンピック記念青少年総合センターで、表彰式を行い、多くの方の参考にしていただけるよう、3件の受賞者から受賞内容についてご発表いただく予定です。

BCAOアワード選考委員会を開催し、募集期間である2006年12月1日から12月31日までの間に応募があった8件(資格と規定を満たすもの)について、次の観点から厳正なる審査を行いました。

- ・ 多くの公表履歴(出版・寄稿など)があること
- ・ BCの普及に向けて社会的に影響が大きいこと
- ・ BCの普及に向けて特に見るべき特徴があること

この結果、次の通り大賞1件と特別賞2件が選定されました。

受賞者

	対象	選考にあたり重視させていただいた点
大賞	SEMI 日本地区BCM研究会 殿の『半導体産業向けBCMの普及活動』について 代表者：黄野吉博 様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年8月、国内の業界団体として初めて『半導体産業向け事業継続ガイドライン』を刊行した ・ 2005年1月、『事業継続マネジメント入門』を刊行し、約3,000部を販売した ・ この他、多くのBCM・BCP関係論文の寄稿、セミナーの企画・開催など産業界にBCを広く普及させた功績は極めて大きい
特別賞	日本政策投資銀行 殿の『防災対応促進事業融資制度』について 代表者：小村武 様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に10件の『防災格付融資』事例があり、メディアにも再三とりあげられることで社会的に注目を集めた ・ 金利優遇というわかりやすいインセンティブを設定した ・ さらに、防災格付けを受けることそのものが企業価値の向上につながることを示した
特別賞	(社)日本建設業団体連合会 殿の『建設業界におけるBC普及活動(建設BCPガイドライン)』について 代表者：梅田貞夫 様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2006年7月、『建設BCPガイドライン』を策定した後、11月には第2版を作成するなど不断の見直しに努めている ・ 建設業界におけるBCの認知度を向上させ、BCP策定に着手する企業を増加させた ・ 他業界の協会関係者へ参考資料として広め、産業界全体の普及に大きく貢献した

表彰式

◆会場： 国立オリンピック記念青少年総合センター カルチャー棟 小ホール
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 TEL 03-3467-7201 (代表)

◆参加料 : 無料

◆定員 : 300名

◆申込方法 : ホームページ (<http://www.bcao.org/>) を参照してください。

◆表彰式および発表会次第 :

13:00~13:10 「挨拶」 丸谷浩明 : BCAO 理事長

13:10~13:25 「選考説明・受賞者発表」 BCAO 担当役員

13:25~13:30 「賞状授与」 BCAO 理事長

13:30~15:00 「受賞者発表」

なお、表彰式終了後、15:20 より 17:00 まで、引き続き「BCP 推進の取り組み」と題しまして、政府、県レベル、業界団体での BCP の取り組みにつきまして、パネルディスカッション形式によるセミナーも開催する予定です。:現在、パネリストとして内閣府、徳島県、山形県を予定しております。合わせて、取材いただければ幸いです。

セミナー

◆会場： 国立オリンピック記念青少年総合センター カルチャー棟 小ホール
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 TEL 03-3467-7201 (代表)

◆参加料 : 無料

◆定員 : 300名

◆申込方法 : ホームページ (<http://www.bcao.org/>) を参照してください。

◆表彰式および発表会次第 :

15:20~17:00 パネルディスカッション「BCP 推進の取り組み」

パネリスト予定者:内閣府、徳島県、山形県

問合せ : NPO 事業継続推進機構 事務局 細坪 (ほそつば)、平吾 (ひらご)

TEL 03-5521-2235 FAX 03-5521-2236 bc@bcao.org

*当日は報道受付を設けておりますが、混乱を避けるため事前に事務局宛にご連絡を頂ければ幸いです。